港湾計画の一部変更(案)について【概要】

~港湾法の改正に伴う港湾計画(一部変更)~

1. 背景(改正港湾法等の概要)

(1) 改正港湾法の概要

①港湾の港格の見直し(第2条)

- ・従来の地方港湾、重要港湾に加え、国際戦略港湾を新規に位置付け。特定重要 港湾は、国際拠点港湾と名称を改める。
- ・なお、東京港は、京浜港(東京港・川崎港・横浜港)として、阪神港(神戸港 大阪港)とともに、国際コンテナ戦略港湾として選定されている。(平成22 年8月)

②港湾計画の策定項目として「港湾の効率的な運営に関する事項」を追加(第3条の3)

・港湾運営会社の運営の対象となる埠頭の範囲(計画を含む)を「港湾の効率的な運営に関する事項」として記載する。

③港湾運営会社制度の創設(平成23年12月施行予定)(第43条の11ほか)

・港湾運営に民の視点を導入し、よりユーザーニーズに対応した低コストで高質なサービスの実現を目的に、制度を創設。

(2)港湾運営会社制度について

〇概 要

- ・国際戦略港湾等において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社。
- ・行政財産の貸付、港湾施設の建設に要する資金の無利子貸付を受けることが可能。
- ・料金決定権を有し、船会社等に営業活動が可能。
- ・国際戦略港湾においては、国土交通大臣が、港湾管理者の同意を得て指定。

○参 考



コンテナ船



RORO船(ロールオン・ロールオフ船)

2. 港湾計画の一部変更(案)について

(1)変更理由

民間の能力を活用し、港湾の効率的な運営を行うため、内港地区、南部地区、中部地区、 東部地区及び中央防波堤地区に、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。

(2)変更内容等

①港湾の効率的な運営に関する事項

コンテナ船及びロールオン・ロールオフ船により運送される貨物を取扱う埠頭について、 次のとおり「効率的な運営を特に促進する区域」として計画する。

地区(埠頭名)	1		T.I. CT T. 45		
	水深(m)	バース数	延長(m)	利用形態	備考
内港地区					
(品川ユニットロード埠頭)	8.5	5	1,150	RORO船用	S1~S5
(品川コンテナ埠頭)	10	2	435	コンテナ船用	S6~S7
南部地区					
(大井ふ頭その1・大井コンテナ埠頭)	15~16	7	2,354	コンテナ船用	o1~o7
中部地区					
(10号地その2(西)ユニットロード埠頭)	9	6	1,380	RORO船用	V1∼V6
(13号地・青海コンテナ埠頭)	13	2	520	コンテナ船用	A0~A1
	15	1	350	コンテナ船用	A2
	15~16	2	700	コンテナ船用	A3~A4
東部地区					
(15号地・若洲ユニットロード埠頭)	9	2	440	RORO船用	L1~L2
中央防波堤地区					
(中央防波堤内側ユニットロード埠頭)	9	2	460	RORO船用	X4~X5
(中央防波堤外側コンテナ埠頭)	11	1	230	コンテナ船用	Y1
	15~16	1	400	コンテナ船用	Y2
	16~16.5	1	400	コンテナ船用	Y3
(新海面処分場コンテナ埠頭)	16~16.5	1	420	コンテナ船用	Z1

②港湾運営会社による運営の対象となる埠頭の範囲

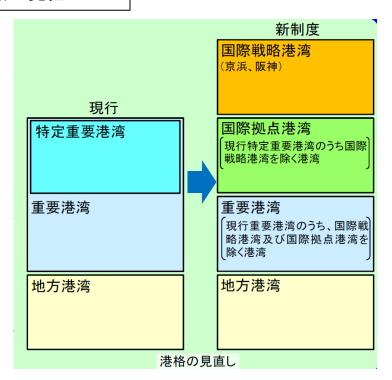
効率的な運営を特に促進する区域のうち、港湾施設の状況及び利用実態等を考慮した上で、法第43条の11第1項の規定により、以下の港湾施設(行政財産)を港湾運営会社による運営の対象とする。

地区(埠頭名)	岸壁			利用形態	備考
	水深(m)	バース数	延長(m)	机用形思	JHR 75
内港地区					
(品川コンテナ埠頭)	10	_	555	コンテナ船用	S5(一部)、S6~S7
南部地区					
(大井ふ頭その1・大井コンテナ埠頭)	15	3	990	コンテナ船用	o4~o6
中部地区					
(13号地・青海コンテナ埠頭)	13	2	520	コンテナ船用	A0~A1
	15	1	350	コンテナ船用	A2

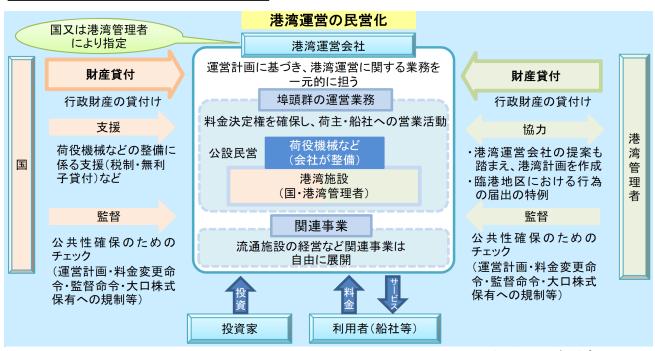
港湾計画の一部変更(案)について【概要】

~港湾法の改正に伴う港湾計画(一部変更)~

<港湾の港格の見直し>



<港湾運営会社制度>



出所:国土交通省HPより

東京港港湾計画図

